

新規交付手続きに関するQ & A

	Q	A
1	第一次検定の合格証明書は、必ず交付申請しなければいけませんか？第二次検定の合格発表後でもよいですか？	二次合格の「技士」が上位資格のため、二次検定に合格してから、二次のみ申請いただければ問題ありません。 申請受付期間を過ぎても申請はできますので、二次試験の結果を待ってからでも申請いただけます。 希望があれば、一次の合格証明書も申請いただくこともできます。（手数料はそれぞれにかかります）
2	第一次検定の合格証を申請しないと、第二次検定は受検できないのですか？	一次検定の合格証を交付申請いただかなくても、一次検定の合格通知書で二次検定は受検できます。詳細は試験機関にお問い合わせください。 二次合格の「技士」が上位資格のため、二次検定に合格してから、二次のみ申請いただければ問題ありません。 申請受付期間を過ぎても申請はできますので、二次試験の結果を待ってからでも申請いただけます。 希望があれば、一次の合格証明書も申請いただくこともできます。（手数料はそれぞれにかかります）
3	第一次検定に合格しました。第二次検定を受検するにはどうしたらいいですか？	第一次検定合格年度に第二次検定を受検することはできません。翌年度以降、受検資格を満たしているか確認のうえ、第二次検定の受検申し込みをしてください。 受検資格や申し込み手続きについては試験機関にお問い合わせください。
4	二次試験に合格しました。 一次検定の合格証の交付申請は必要ですか？	二次に合格されているのであれば、「技士」合格となります。 一次は「技士補」の資格となりますので、「技士」が上位資格となり一次の合格証申請の必要はありません。 希望があれば、一次の合格証明書も申請いただくこともできます。
5	二次試験は不合格でした。 一次の合格証を申請するにはどうすればよいですか？	試験機関より一次の合格通知書と合わせて送られた交付申請書で申請してください。手続きについても案内がありますので、そちらに従って申請してください。 申請書の受付期間を過ぎておりますので、申請書は関東地方整備局宛てに送付してください。
6	二次試験は不合格でした。 第一次検定に合格していれば、機械には乗れますか？	一次検定合格のみでは乗れません。
7	会社で代理申請できますか？	できません。資格者ご自身での申請をお願いします。
8	合格したが、合格証明書の申請をするのを忘れていました。どうすればよいですか？	合格書の申請に期限はありません。関東地方整備局にお問い合わせください。
9	合格証明書はいつ頃届きますか？	一次検定：令和6年8月31日までに(※消印有効)申請書が届いた場合は、令和6年9月中に発送します。 二次検定：令和6年11月30日までに(※消印有効)申請書が届いた場合は、令和7年1月下旬に発送します。令和7年2月28日までに(※消印有効)申請書が届いた場合は、令和7年3月末までに順次発送します。 それ以降に申請された場合は、1～1.5ヶ月程度で発送します。3月4月は年度の変わり目のため、2カ月程度お時間をいただくことがあります。
10	会社の都合で急いで必要なのですが。	申請書の受付順に手続きを進めております。個別対応はできません。
11	合格証明書が手元に届くまでの間、仮証明書をもらえますか？もしくは、合格証明書番号や交付日だけでも教えてもらえませんか。	新規交付の場合、仮証明書は発行していません。 合格証明書番号も合格証明書を発行する際に採番されるので、事前にお知らせすることはできません。 合格証の交付日はお伝えすることができます。（受付期間を過ぎている場合は、お伝えできません）
12	収入印紙はどこで買えますか？	郵便局で購入できます。
13	収入印紙は払い戻せますか？	詳細は国税庁のサイトでご確認ください。 https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/07/01.htm
14	合格通知に交付申請書がついていません。	合格通知は2つ折りになっております。広げていただくと、右側が交付申請書になっています。
15	交付申請書を失くしてしまいました。	再交付申請書を使って申請してください。申請の理由に「交付申請書を紛失したため（未申請）」と記入してください。
16	フルネーム欄には何を書けばよいですか？ フルネーム欄に署名してしまいました。	フルネーム欄は氏名が20文字を超える場合に、フルネームを記入いただく欄です。通常は空欄でかまいません。 署名してしまった場合は、そのままにしておいてください。
17	普段自宅には居ないので、合格証明書を会社に送ってもらえませんか？	資格は、個人のものですので、申請されたご本人の住所に郵送にて送付いたします。 会社などご自宅以外にお送りすることはできません。 不在の場合は、郵便局からの不在票がポストに入ります。不在票の指示に従って、受け取ってください。 長期間、ご自宅を不在にする場合は、受け取れるようになってから申請してください。

新規交付手続きに関するQ & A

	Q	A
18	この後引っ越す予定です。送付先住所は引越し先を書くべきですか？	お急ぎでなければ、引っ越してからご申請ください。 お急ぎの場合は、今の住所のままで申請いただき、転居時に郵便転送サービスを設定してください。
19	会社で複数人が合格しています。申請書をまとめて1つの封筒で送ってもよいですか？	個人資格のため、資格者ご自身での申請をお願いします。申請書はお一人ずつ、個別の封筒で送ってください。
20	申請書を会社の同僚と一緒に送ってよいですか？	申請書はお一人ずつ、個別の封筒で送ってください。
21	一次と二次の合格証明書の申請をしたいのですが、一緒に送ってよいですか？	同じ方の申請書であれば、一次・二次と一緒に送っていただいてもかまいません。 (※二次が上位資格のため、一次の申請は必須ではないことをご理解いただいていますか？)
22	申請書を送る封筒はどんなものでもよいですか？	送付用の封筒はどんなものでもかまいません。 封筒に必要事項をご記入いただき、申請書最下部の送付先に送ってください。簡易書留をお願いします。
23	申請書を送るのは簡易書留でないとダメですか？ 普通郵便で送ってしまいました。	何かあったときのために、追跡できる方法での送付をお願いしていますが、普通郵便でも届いたものは受理します。
24	申請書をレターパックで送ってよいですか？	何かあったときのために、追跡できる方法での送付をお願いしています。レターパックでもかまいません。
25	収入印紙が複数枚になり、貼付欄に貼り切れない。どうしたらよいか？	貼付欄からはみ出してもかまいません。ただし、氏名等の記載事項や写真が隠れないように貼ってください。
26	現住所が変わりました。住民票等の添付書類は必要ですか？	現住所だけ変更の場合は、添付書類は不要です。新しい住所を「変更後の住所」欄に、郵便番号、建物名、棟番号等まで正確に記入してください。 本籍地の都道府県が変わった場合には、戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。
27	合格証明書に旧姓を併記できますか？	併記できます。旧姓が併記されている住民票またはマイナンバーカードの写しを添付してください。 (事前にお住まいの市町村で「住民票への旧姓併記手続き」をする必要があります) 詳細は関東地方整備局にお問い合わせください。 住民票・マイナンバーに旧姓を併記する手続きは総務省のサイトでご確認ください。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html
28	郵送時に不在で受取ができず、保管期限も切れて受け取れなかった。どうすればよいですか？	関東地方整備局にお問い合わせの上、再送付の手続きをしてください。
29	申請書はどこに送ればよいですか？	交付申請書の一番下にある「送付先」の住所に送ってください。 申請受付期間を過ぎている場合は、関東地方整備局へ送付してください。送付先は「新規交付手続きのご案内」でご確認ください。
30	合格証明書が届きました。カードタイプのものはないのですか？	B5サイズの証明書のみで、カードタイプのものはありません。
31	建設機械施工管理技士の資格を持っているのですが、何の建設機械の運転資格があるのか教えてください。	最寄りの厚生労働省労働局や労働基準監督署にお問合せください。